

**「生駒市子ども・若者総合相談窓口」運営等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 目的

不登校、ニート、ひきこもりなど社会生活上様々な困難を抱えた子ども・若者が増加する中、これらの子ども・若者や保護者からの幅広い分野にまたがる相談に対応することが求められており、その相談の一次的な窓口として、専門的な支援機関の紹介や案内、助言を行い、確実に支援につなげるための窓口の設置が必要となっている。

また、複数の問題を抱える者に対しては、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」との調整により関係機関と連携して総合的な支援につなぎ、これらの子ども・若者が円滑に社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(2) 業務名

「生駒市子ども・若者総合相談窓口」運営等業務委託

(3) 業務内容

①「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」の運営業務

- (a) 窓口の運営及び相談の対応
- (b) 窓口の周知及び広報
- (c) 相談の記録、統計
- (d) 会議・研修等への参加
- (e) 関係機関との連携強化等

②「不登校・ひきこもり等当事者及びその家族等に対する支援」業務

(4) 委託期間及び開設期間

委託期間：契約日から令和5年3月31日まで

開設期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

13,080,980円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

2以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(6)の事項をすべて満たし、かつ構成団体のうち1者以上は次の(7)の事項も満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企

業体の構成団体になることはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人もしくは法人格を持たない団体、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 公示日から過去5年間において、国または地方公共団体から子ども・若者支援にかかる相談等業務の受託実績があり、本委託業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和3年1月13日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

提出先：l-learning@city.ikoma.lg.jp

※これ以外の方法で提出された質問については回答しません。

(3) 回答日時：令和3年1月18日（月）15時から

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

5 企画提案書の作成および提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 正本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 正本1部、副本10部

なお、本市の令和2年度物品・委託業務登録業者一覧表に登録のある者については、ク～シを省略することができる。

ア 会社概要（様式3）

※令和3年1月1日時点の内容で記載すること。

※共同企業体で参加する場合は、すべての構成団体分を提出すること。

イ 業務実績調書（様式4）及び受託実績を証明できるもの

※記載した事業の様子がわかる資料（紙媒体）を各1部添付すること。

※共同企業体で参加する場合は、すべての構成団体分を提出すること。

ウ 実施体制表（任意様式）

※本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）と本業務の担当者（コーディネーター、相談員、臨床心理士、訪問支援員）のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載した名簿をいう。

エ 再委託調書（様式5）

※再委託する場合のみ。

オ 共同企業体協定書（様式6）

※共同企業体で参加する場合のみ。

カ 企画提案書（任意様式）

キ 参考見積書（任意様式）

※事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに記載すること。

ク 使用印鑑届（様式7）

ケ 印鑑証明書

※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。正本においては、原本を提出すること。

コ 法人について、最新の事業年度の納税証明書（①法人市民税、②納税証明書「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。

サ 商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書

※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。

シ 誓約書（様式8）

(2) 作成要領

別紙『生駒市子ども・若者総合相談窓口』運営等業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領』に従って作成すること。

(3) 提出期間等

① 提出期限：令和3年1月29日（金）17時まで（必着）

② 提出場所：生駒市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課
（〒630-0288 生駒市東新町8-38
生駒市役所3階 40番窓口）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された「業務実施体制回答書及び企画提案書等」を下記「7 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者数者を選考する。

ただし、プロポーザルの提案者が4者以内である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和3年2月3日（水）予定

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。それを踏まえて、下記「7 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づき算出した総評価点をもって最も優れている提案を特定し、受託候補者とする。ただし、総得点が上位であっても、下記「7 審査基準及び配点」の(2)企画提案の内容・ヒアリングの審査項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。

また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

①実施日：令和3年2月9日（火）予定

※実施時間、場所等については、別途通知する。

②出席者：3名以内とする。

③説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、15分以内でヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各者で用意すること。説明会会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びプレゼンテーション等を実施する旨を書面により通知する。

②第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7 審査基準及び配点

(1) 企画提案書等は「生駒市子ども・若者総合相談窓口運営等業務委託に係る生駒市プロポーザル審査委員会」で審査する。

(2) プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

評価項目	配点
1 会社概要・業務実績について	10点
2 参考見積書	10点
3 実施体制について	10点
4 企画提案の内容について	70点
合計（総評価点）	100点

(3) 参考見積書の額が業務に要する費用内で提案した者のうち、総評価点が高い提案者を数者候補者として選定する。

(4) 上記(3)の候補者に企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目3～4について再審査のうえ、評価点の最も高い提案者を候補者として特定する。

(5) 上記(4)において、評価点の最も高い提案者が複数となった場合は、参考見積書の金額がより安価である者の提案を採用することとする。

(6) 第1次審査の提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、書類審査並びに

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、総評価点の最も高い提案者を候補者として特定する。

8 日程

公示	令和3年1月5日（火）
質問受付締切	令和3年1月13日（水）17時まで
質問回答	令和3年1月18日（月）15時から
企画提案書等受付締切	令和3年1月29日（金）17時まで
第1次審査	令和3年2月3日（水）（予定）
第2次審査	令和3年2月9日（火）（予定）
結果通知	令和3年2月15日（月）（予定）
契約締結	令和3年3月中旬（予定）
業務開始	令和3年4月1日

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営むうえで、正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示となる。

12 提出・問い合わせ先

生駒市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課 青少年係（担当：堀口）

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

TEL 0743-74-1111（内線648）

E-mail l-learning@city.ikoma.lg.jp